

第11回 CYセミナー

著作権ビジネスのアジア展開に関する契約上の留意点

【開催日時】 2014年11月13日（木）14:00～16:00（13:30受付開始）

【会場】 シティニューワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル8階）

【受講料】 無料

【定員】 50名（1社あたりのお申込みは2名までとさせていただきます。）

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

セミナー内容

1. 中国、東南アジア主要国における著作物の配信、ライセンス
2. 著作物のローカライズ、二次的利用、共有関係
3. 著作物の内容に対する規制
4. 外資規制、個人データの取り扱いその他の問題
5. 各種の契約に共通の留意点

＜スピーカーより＞

インターネット環境、通信インフラの充実に伴って、アジア市場におけるコンテンツ等の著作物及びこれに関連するサービスの需要は拡大が見込まれ、関連する日本企業にとっても大きなビジネスチャンスが生まれることが予想されます。コンテンツ等の著作物を海外市場に提供するに当たっては、現地企業との間で各種の取引契約が必要となり、言語・文化・商習慣の差異に加え、日本と異なる法制の下で、予想外の法的問題に直面することもあり得ます。

今回のセミナーでは、中国、東南アジア主要国の著作権法を中心に、関連する規制法にもできる限り触れながら、各種契約に関する主要な法的留意点を取り上げます。

＜スピーカープロフィール＞

弁護士 野本 新（のもとあらた）

当事務所所属弁護士（パートナー）。1997年弁護士登録。2003年米国ニューヨーク州及びカリフォルニア州弁護士登録。コーポレートおよび知的財産に関する国際取引・国際訴訟の分野を扱い、知的財産権の分野では、技術取引、コンテンツ・ソフトウェアの開発、コンテンツ・ブランドのライセンス、IT・メディア・エンタテインメントの業界におけるM&A等の戦略的取引、知的財産の侵害に関する国際訴訟の支援等を行っています。第一東京弁護士会総合法律研究所知的所有権法部会部会長、著作権法学会会員。